

2019年

9月10日

第330号

ゆうあい通信

発行所 石井記念友愛園

宮崎県児湯郡木城町椎木644番地1

〒884-0102 Tel 0983-32-2025

ソーシャルアクション

園長 児嶋 草次郎

長い子供たちの夏休みが終わり、ホッとしている所に、次は、鹿児島県内での4歳女兒の虐待死事件のニュースが飛び込んで来ました。「風呂で溺れた」と病院に連れて来られた女兒でしたが死亡を確認（8月28日）。体に暴行を受けたような複数のあざがあったため、母親と同居中の男性（21歳）を逮捕（8月31日）。その後、連日ニュースは詳細を伝えています。9月5日の新聞では、厚労省が職員を派遣して現地での聞き取り調査を始めたと報じていました。

最近、このような幼児の虐待死事件が続いています。親は食べなくてもまず我が子に食べさせてあげようとするのが親の愛情だという価値観を持っている者として、悲しさを乗り越えて怒りを感じます。

また、こういう子供たちをあずかり養育している児童養護施設で働いている者として、こういう事件がおきる度に児童相談所が攻撃の対象になることに、違和感も感じています。多くの子供たちが児相職員の勇気ある行動で救出されていることも事実なのです。一児童相談所の機能の問題というより、社会的養護・養育支援体制、システムの問題なのではないのかと感じているからです。確かにミスはあったのかもしれない。しかし、一児相を批判するだけで問題が解決するわけではない。増加する虐待対応に疲弊している児相職員を、ますます追いつめていくだけだと思うのです。家庭の養育機能や地域の教育力が急速に弱体化している社会の中で、虐待やネグレクトもどんどん増えています。それに社会の支援システムがついていけない、つまり制度疲労していると受取るべきではないでしょうか。

そういう社会状況の中、国は、児童福祉法を改正し（2016年）、家庭養育の優先原則を明記しました。被虐待児童等を社会で養育する場合、できるだけ代替家庭、それが無理な場合は家庭的環境の中で養育しましょうと決めたわけです。当然と言えば当然のことです。そして、その1年後、「新しい社会的養育ビジョン」が厚労省から発表されました。

その改正児童福祉法の原則を曲解し、「乳幼児の施設入所を停止」など、施設否定論が展開されました。あきらかに、施設を否定減少させることで、里親委託率を英米並みに上げようとする作戦です。

先ほどの虐待死事件にもどります。児童相談所が警察のすすめに従い早く一時護

しなかったことが問われているわけですが、「一時保護」、実は乳幼児については、ほとんど乳児院・児童養護施設が一時保護委託という形で引き受けているのです。児童相談所が引き受けたくとも、乳児院・児童養護施設に空きがなければ、現実的には引き受けられないのです。また、一時保護すればすぐ問題が解決するわけではなく、親子関係を再構築するまでに何年もかかる場合もあり、そうなると施設の存在を軽視・否定することはできないでしょう。虐待ケースを里親さんに押しつけければ、里親さんもバーンアウトするでしょう。「ビジョン」がいかにか現実から遊離したものであるのか、現場の職員たちは憂慮しています。

「ビジョン」では、7年以内に乳幼児の里親委託率を75%以上にする（日本の現実には20%弱）と主張しています。これについても、すべての権限を児童相談所が担うわけですから、職員たちをさらに追いつめていくことになりかねません。

児童相談所に余裕がなくなればなくなるほど、子供たちを引き受ける側の乳児院や児童養護施設が否定されればされるほど、世の中で虐待を受ける子供たちの逃げ場・守る場はなくなっていきます。政治家や行政だけにまかせるのではなく、国民みんなで考えるべき問題でしょう。マスコミもしっかり検証していただきたいと思います。

ところで、このような問題を民間レベルで考えて来たのが「石井十次セミナー」です。今年も300人近い人々が参集くださいました。全体のテーマは「日本の未来の児童福祉のあり方を考える—日本型の児童の自立支援・教育を求めて—」。シンポジウムの表題は「グローバル化の中での改革、変えるべきもの、守るべきもの」。

シンポジストとして叶原土筆先生（元全国自立支援施設協議会会長・元県立成徳学校校長）、潮谷愛一先生（熊本市社会福祉協議会会長・元慈愛園子どもホーム園長）藤野興一先生（元全国児童養護施設協議会会長・元鳥取こども学園園長）、菊池義昭先生（淑徳大学長谷川仏教文化研究所・元東洋大学教授）の4名の先生方に御登壇いただき、司会は私がつとめさせていただきました。

お一人お一人の御発言についてはここでは省略させていただきます。私は事前に送っていただきました各先生方の資料をそれぞれ熟読させていただき、それを、私を含めた5名の総意として、「宮崎・高鍋宣言」としてまとめさせていただきました（別紙）。そして、シンポジウムの最後に、皆様の前で朗読させていただきました。

さらに、先ほどの「ビジョン」の修正を求めて、ソーシャルアクションを起こすことに決めました。具体的には「家庭に恵まれない子ども達の生活の場を取り上げないで！」と見出しのついた署名活動です。アメリカでは暴力など身体的虐待やネグレクトで亡くなる子供が1週間に15人もいるそうです。10秒に1人の割合いで子供が虐待されたり、レイプされているそうです。ただそういう混乱した

アメリカの里親委託率だけを追いかけるのではなく、日本型の社会的養護・養育のシステムを確立すべき時です。皆様の御支援・御協力をよろしくお願い致します。

(以下、石井十次セミナーの時の、理事長としての挨拶です)。

皆様、石井十次セミナーに御参集いただき、ありがとうございます。一言、御挨拶申し上げます。

皆様のお手元に一枚の新聞記事のコピーがございます。一件は2歳女児が3日間放置され死亡したという事件(読売新聞7月2日付)です。胃の中に何もなく、体重は平均を3キロ下回る、8,6Kだったとのこと。逮捕された母親は「育児に疲れ、一人になりたかった」、「知人男性宅や仕事に行っていた」と供述したそうです。保育園等に関することは何も書かれていませんので、おそらく母子2人社会の片隅で孤立していたのでしょう。2歳半の幼児健康診断も受診していなかったそうです。社会のセーフティーネットに引っかかることもできなかった不幸な事件です。

もう一件の記事は、児童虐待に関する厚労省の統計のニュースです(朝日新聞8月2日付)。2018年度に児童相談所が対応した児童虐待件数は、過去最多の15万9850件で前年度より2万6072件多かったそうです。急激に増えています。この記事の中では、17年度に虐待で亡くなった65人の検証結果についても紹介してあります。「多くの事例で実母は『予期しない妊娠・計画していない妊娠』『妊婦健診未受信』などの問題を抱えていた。」と書いてあります。先ほどの不幸な事件はこれに該当すると思います。

子供が死んでしまったら最悪ですが、ギリギリのリスクの高いケースは、保育園等でもけっこうみられます。食事が満足に与えられてないなと思えるケース、入浴や着替えが充分に行えてないケース、何より愛着関係が充分に形成されてないケース等色々あるわけです。そういう家庭を私たちは要保護家庭と呼びます。

会場には保育園の保育士も大勢出席されていますが、そのような特別の支援を必要とする子供たちの人生をどう保障していくかというのが、これからの私たちの最重要課題と言ってもよいと思います。こんな豊かな時代にもまだそんな不公平が存在するのです。

石井十次は、明治・大正時代、そのような子供たちを施設に集め養育し、最高の教育をさずげようとしたのです。子供たちはどのような環境で生まれようとも、それぞれに未来があり、その未来を作る権利があります。たとえ不利な環境で生まれようとも、その運命を変えるチャンスが与えられなければなりません。最善の利益とは、未来を開くチャンスを与えることだと私は考えています。

さて、ここで立ち止まって考えていただきたいと思います。現在、保育園に通園

しているあるお子さんが、虐待等で児童相談所に一時保護され、色々と児相が調査した結果、家庭には帰せないという診断をしたとしたら、その後どういう方法でその子供を養育していくのが一番良いのかを考えていただきたいと思います。どういう養育をするのが未来の幸せにつながるのか。そのように一時的でも親子分離して親に代わって養育することを、社会的養育・養護と呼びます。

ちなみに日本では、社会的養育・養護を受けている子供の数は 45,000 人くらいです。そのうち母子支援施設で生活している子供は 6,000 人くらいで、この 6,000 人は母親と一緒に生活しているわけだから、私個人としては 45,000 人から引くべきだとは思っています。引いて 39,000 人の中には、里親さんの所で生活する子供たちも含まれます。ファミリーホーム（里親型グループホーム）と合わせて平成 29 年度末で 6,858 人です。10 年前に比べて約 2 倍に増えています。児童養護施設で暮らす子供は平成 29 年 10 月で 26,265 人で、10 年前の 90% くらいに減っています。

この数年、この石井十次セミナーでは、この社会的養育・養護のあり方について、イギリス、ドイツ、フィリピン、韓国、中国、アメリカ等から講師を招いて勉強して来ました。今年度は総まとめの年と言ってよいでしょう。

皆さん考えてください。親御さんと一緒に住めなくなった子供は、どこで生活するのが、それぞれの子供にとって、未来の幸せにつながるのか。

厚生労働省は、2015 年（平成 27 年）から 15 年計画で「家庭的養護推進計画」を各都道府県と各施設に義務付けました。それまで社会的養護児童の 90% くらいは施設にあずけ、残り 10% を里親にあずけてたものを、欧米にも配慮して、施設 30%、グループホーム 30%、里親 30% に変えるべくスタートしたのです。石井記念友愛社でも、県南の里親開拓のための拠点作りのために、新しい児童養護施設（石井記念神武の家）を作りました。

次に 2016 年（平成 28 年）、児童福祉法が改正されました。その中で家庭養育の優先原則が明記されます。できるだけ家庭、それができなければ家庭的環境の中で養育すると原則を法律で決めたのです。そこまではよかったです、その次の年 2017 年（平成 29 年）の 8 月 2 日に発表された「新しい社会的養育ビジョン」に、施設関係者は大きな衝撃を受けます。3 歳未満児は 5 年以内に、それ以外の未就学児は 7 年以内に里親委託率を 75% 以上にする、学童期以降は 10 年以内に 50% 以上とする。」と書いてあったのです。目標が高いことは悪いことではないのですが、衝撃というのは、「幼児の施設入所停止」とか「施設滞在期間」を乳幼児は数か月以内とか学童は 1 年以内などとも書いてあったことです。

これは明らかに施設否定であり、施設入所を制限することで里親委託率を欧米並みに持っていかうとする策略です。ここで一気に強引に里親委託率 70% 以上のア

アメリカに合わせようとしてきたのです。

2015年（平成27年）に15年計画を作ってスタートしたばかりです。それからまだ2年ほどしかたっていないのです。同じ厚労省が前計画を一方向的に廃棄してしまったのです。普通こういうことは政権が変わったり革命がおこらない限り、あり得ないことです。事実を言うと、当時の厚労省の大臣が内閣構造でやめさせられる前日に、このビジョンを無理やり発表させています。2年目の15年計画をなんら検証することもなく、一方向的に新ビジョンとして発表してしまったのです。

そして、それから約1年後、2018年（平成30年）7月6日に「都道府県社会的養育推進計画策定要領」なるものが厚労省より各都道府県に通知され、2019年度末まで（つまり本年度末まで）に「社会的養育推進計画」（10年計画）を作るように義務づけられたのです。現在、各都道府県でその作業が進められている最中であります。

問題の所在を明らかにしながら前に進まないと言わなければなりません。児童福祉法で家庭養育優先原則を定めたことは、良いことです。当然のことと言ってもよいことです。しかし、それに乗じて、施設否定することは勇み足であり、先人たちが命をかけて築いてきた我が国の社会的養育の歴史を否定することでもあり、無謀な政策です。

私たちは昨年、アメリカから講師をお招きして、アメリカの社会的養育・養護の現実を学びました。ショッキングな内容でした。「施設では1,2年で出ていかねばならない。里親宅での生活は平均2年間で、5年以上養育しているのは6%のみ」と話されたのです。これが里親委託率70%以上のアメリカの真実なのです。その講師は、「アメリカの里親制度は崩壊しているので、日本はマネてはいけない」とも言われました。

今、日本は、そのアメリカの里親委託率に遮二無二追いつこうとしているのです。非常にリスクが高いと気付かされました。皆様、どうしたらよいと思われませんか。そこで、今回の石井十次セミナーでは、4名の講師の先生にお集まりいただき、その分岐点において、もっと具体的に言うならば、虐待等で親ごさんと一緒に住めなくなった子供たちを、アメリカの価値観にのっとった個人主義的な割り切った養育法で対処するのか、日本の伝統的養育法、つまり子育て文化・福祉文化に根ざした対処法を考えるのか、その分かれ道に立たされているこの時点において、「変えるべきもの、守るべきもの」というテーマで話し合っていたことに致しました。

私は歴史を作るのは一部政治家や学者ではないと思っています。叶原土筆先生、潮谷愛一先生、藤野興一先生は、まさに現場で歴史を作ってきた方です。そして菊池義昭先生は、その歴史をキチンと検証されて来られた方です。皆様、今日一日、一緒に考えていただき、また交流も深めていただきたいと思います。

家庭に恵まれない子ども達の生活の場を取り上げないで！

ご署名をお願い致します



令和元年 8 月 25 日(日)、私達は、宮崎県高鍋町において、「石井十次セミナー」を開催し、社会的養育のあり方についてのシンポジウムを行いました。

平成 29 年 8 月 2 日に厚生労働省より出された「新しい社会的養育ビジョン」が、家庭に恵まれない子ども達の生活の場を奪うことになりかねない状況が生まれつつあり、有志 5 名で「高鍋宣言」を発表し、その「ビジョン」の修正を求めてソーシャルアクションを起こすことに致しました。

日本の福祉文化・子ども達の未来を守るために、皆様方のご協力をお願い致します。

宮崎・高鍋宣言

日本の優れた子育て文化・福祉文化を守りましょう。

2016年（平成28年）改正児童福祉法において、我が国においても社会的養育の家庭養育優先原則が明記され、その後厚労省の出した「ビジョン」（2017年）では、里親委託率を英米並みに引き上げる方向性も明示され、現在、各都道府県において、年度末までの策定をめざして推進計画が検討されています。

家庭・里親・施設・地域、そして関係機関が、互いに連携・共生し合いながら、子どもを社会みんなで守り育てていく、新たな社会的養育・養護の仕組みを作っていかなければなりません。

問題は、「ビジョン」で、乳幼児の施設への「新規措置入所を停止」や、施設の滞在期間を「乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内とする」など、施設否定論が展開されており、重大な勇み足をしているということです。先人達が命をかけて築いてきた日本の社会的養護の歴史否定でもあり、無謀な政策です。

アメリカやカナダ等においては、施設否定が進み、過度に里親依存が進行した結果、里親が職業化したり、「ドリフト」と呼ばれる里親間の子どものたらいまわし（漂流）が発生しているという、関係者からの指摘、「日本はマネをするな」という助言もあります。施設を否定し里親委託率を上げようとする方策は、危険であり、児童福祉の精神にも反するでしょう。

子どもは決して、制度・政策やマニュアルによって育つわけではありません。それぞれの地域の文化・自然・暮らしの中で、生活習慣や自立力を身につけていきます。日本には、日本独自の伝統的子育て文化があり、私達児童福祉の先人達は、社会的養護・養育においても、その文化に根差した福祉文化を築き上げてきました。

地域や家庭の養育力が弱体化し、虐待やネグレクト（育児放棄）が急増している社会の中で、また一般家庭においても「家庭」が機能不全に陥っているケースの多い状況の中で、その福祉文化が「家庭」のモデルに成り得る時代となりつつあるのではないのでしょうか。

先人達が築き上げてきた日本独自の子育て文化・福祉文化とは、例えば以下の3点です。

① 「おんぶに抱っこ、添い寝におっぱい」と表現される、日本独自の受容があります。日本人は「三つ子の魂百まで」の教訓の通り、乳幼児にしっかり愛情を注いできました。施設職員もできるだけスキンシップし、一緒に入浴したり添い寝したりするなど密着した関係性の中で養育をしてきました。欧米の個人主義的養育とは随分違います。今では、一般家庭の模範たりえます。

② 集団の力動をうまく活用することが、日本独自の子育て文化です。今ではその弊害だけが強調されますが、アメリカ個人主義の影響でしょう。高校野球や大学駅伝等、師弟同行の寝食を共にする生活から、生活習慣や自律力や志を身につけます。我が国の児童福祉施設もその文化を大事にしてきました。相互作用の中で子どもはたくましく育ちます。

③ 日本では、施設の子ども達も施設職員もその家族も、大家族のように同じ屋根の下で一日 24 時間、年間 365 日、一緒に生活してきたという歴史があります。言わば大家族主義です。今も利用者と職員との距離は近く、家族的絆でつながっていたり、師弟関係で同じ志を抱くなどの関係が築かれていたりします。また利他的精神で利用者家族とも付き合っ
て来ています。

以上のような子育て文化・福祉文化が日本の施設には存在します。そして、子どもは施設でも立派に育っています。各自治体においても今後、施設否定論が展開されると、施設崩壊は欧米のように進んでいくと予想できます。そしてこのような子育て文化・福祉文化も消滅します。今後、子ども達が漂流していかないように、施設養育もしっかり充実強化させていく必要があります。「ビジョン」にある乳幼児の『入所停止』や、施設の『滞在期間制限』は、取り下げるべきです。

どのような環境の中で生まれようとも、子どもたちには未来があり、その未来を作る権利があります。たとえ不利な環境に生まれたとしても、その運命を変えるための最善の利益(チャンス)が保障されなければなりません。強引な政策は、最善の利益を損ないます。少子化・人口減少という我が国の時代状況の中で、子ども達一人ひとりが地域の貴重な人材となり得ます。家庭で育とうと里親宅で育とうと施設で育とうと、その人生に差はありません。

私達は、グローバル化するこの社会の中で、欧米の価値観に流されることなく、先人たちもやったように、しっかり新たな文化の融合に挑戦します。家庭・里親・施設・地域、そして関係機関とが連携・共生しあい、日本独自の子育て文化・福祉文化に新たな価値観も融合させ、また、妊娠期から青年期に至るまで切れ目ない新たな支援のあり方も探りながら、次世代の子ども達を養育・教育していくことを誓い願い、各自治体にもその一貫した支援体制作りを求めます。

以上、石井十次生誕の地、宮崎・高鍋の、「石井十次セミナー」において宣言します。

2019 年（令和元年）8 月 25 日

叶原土筆

藤野興一

尾崎草次郎

潮谷愛一

菊池義昭

令和元年 月 日

厚生労働大臣殿

884-0102 宮崎県児湯郡木城町椎木6 4 4 - 1
「子どもの未来を守る会」
共同代表 叶原土筆 潮谷愛一 藤野興一
菊池義昭 児嶋草次郎

日本の福祉文化と子どもの未来を守るための要望書

平成 29 年（2017 年）8 月 2 日に厚生労働省より出された「新しい社会的養育ビジョン」では、乳幼児の施設への「新規措置入所の停止」と「施設の滞在期間の制限」を設けていません。

この「ビジョン」は、社会的養育の世界標準に迫ろうとする挑戦ではありますが、現状における施設への入所制限は、子ども達の多様なニーズへの対応を狭め、また生活の場を奪ってしまうと危惧しております。日本の児童養護施設等が 100 年以上かけて培ってきた専門的機能を消失させます。先人達が培ってきた子育て文化・福祉文化を尊重し、なにより子ども達の多様な生活ニーズの充足を担保するため、下記のことを要望します。

要望事項

具体的には、以下の「新しい社会的養育ビジョン」の「（5）乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組み目標」の「新規措置入所の停止」および「施設の滞在期間の制限」に係る以下の二つの文言の削除を要請します。

一、乳幼児の「新規措置入所の停止」に係る以下の文書の削除

「3、新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程」の（5）の「原則として施設への新規措置入所を停止する。」

二、「施設の滞在期間の制限」に係る以下の文書の削除

「3、新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程」の（5）の「その滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内とする。また、特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする」

